土地改良区の管理規程変更の認可......

示

(

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、

測量法

青森県告示第三百十四号

第三千八百二十九号

平成二十六年 (金曜日)

右 右 土地改良区の定款変更の認可...... 土地改良区の役員の就任 土地改良区の役員の退任..... 土地改良区連合の清算人の就任...... 土地改良区の役員の就任及び退任 大規模小売店舗の変更の届出...... 基本測量の終了..... 出 公 告 目 同..... 先機 関 告 示 次 (商工政策課) ... ( 監 県上 県西 県中 同同 理 同 同 局域 局域 ... : : : : 끄디 깯 ≕. 三 三. ≕.

平成二十六年四月十一日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

(昭和二十四年法律第百八十八号) 第十四条第三項の規定により公示する。

作業種類

作業期間

基本測量 (一等磁気測量

作業地域 平成二十五年六月三日から平成二十六年三月十四日まで

Ξ

西津軽郡深浦町

上北郡横浜町

青森県告示第三百十五号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、

(昭和二十四年法律第百八十八号) 第十四条第三項の規定により公示する。 平成二十六年四月十一日

測量法

青森県知事

Ξ

村

申

吾

作業種類

作業期間

基本測量 (災害復興計画に伴う空中写真撮影)

平成二十五年八月十二日から平成二十六年三月二十日まで

Ξ 作業地域

三戸郡階上町

同

公

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による大規

項の規定により次のとおり公告する。模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三

平成二十六年四月十一日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

むつM&Dモール

むつ市中央二丁目六〇の一

大湊興業株式会社大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役 濱崎正明

むつ市中央二丁目一三の一四

三 変更しようとする事項

るに営設舗小 事関方のの売 項す法運施品	大見規	X
置数出自 及入重 び口車 位のの	加車 三場	分
	五か所	変
		更
		前
 	が所(	变
	位置は	更
l at	) () () () () ()	後
	平成	年変 月 日更

四 届出年月日

平成二十六年三月二十八日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びむつ市役所

2 期間

平成二十六年四月十一日から同年八月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

- 提出期限

平成二十六年八月十一日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

記載事項

○ 意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

□ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

〕 意見及びその理由

言語

意見書は、日本語により記載すること。

### 出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

第十七項の規定により公告する。前市和徳土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、弘

平成二十六年四月十一日

中南地域県民局長 髙 原 至 智

監	"	"	"	"	理	区役 員 別の
事					事	別の
舘田	鹿内	福士	佐藤	三浦	<b>佐</b> 藤	氏
豊美	隆 次	実	公治	志	貢	名
"	"	"	"	"	弘前市	
大字大久保字宮本二三九の三	大字撫牛子一丁目三の五	大字津賀野字岡本一三	大字清野袋四丁目三の一〇	大字悪戸字中野四の一	市大字津賀野字宮崎六六の一	住
Ξ			O			所
"	"	"	"	"	デ・ピー就任 平成 が一就任	の 年 月 日就任及び退任

"	監	"	"	"	"	理	"
	事					事	
桜 庭	菊池	柴谷	鹿内	佐 藤	三浦	佐 藤	菊池
鉄雄	勲	幸一	隆 次	公治	一志	貢	勲
"	"	"	"	"	"	"	"
大字大久保字宮本二五〇の六	大字岩賀二丁目五の一	大字津賀野字宮崎七一	大字撫牛子一丁目三の五	大字清野袋四丁目三の一〇	大字悪戸字中野四の一	大字津賀野字宮崎六六の一	大字岩賀二丁目五の一
"	"	"	"	"	"	萘	"
						亭 三 退任	

## 土地改良区連合の清算人の就任

項の規定により公告する。 十四条において準用する同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七 川地区土地改良区連合から、次のとおり清算人の就任の届出があったので、同法第八 六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した岩木 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十四条において準用する同法第

### 平成二十六年四月十一日

### 中南地域県民局長 髙 原 至 智

"		" 森田町中田鈴森二五	清	葛 西
"		つがる市木造林阿曽沼四六	弘芳	福 島
"		" 大字鳥井野字長田八四の一	允	対馬
"		" 大字津賀野字宮崎七一	幸	柴谷
"		" 大字種市字熊谷一〇	清榮	田中
"		弘前市大字船水三丁目一一の一五	豊	大 瀬
平成宗・亭三0		つがる市木造藤岡三〇の七九	教正	増 田
就任の年月日	所	住	名	氏

### 土地改良区の役員の退任

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、 鳴

> 沢土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定 により公告する。

### 平成二十六年四月十一日

# 西北地域県民局長

藤

畄

正

昭

理	区資
事	区役 員 別の
神	氏
瑞夫	名
九〇 西津軽郡鰺ケ沢町大字小屋敷字袖ヶ	住
字小屋敷字袖ヶ崎	所
平成芸・手・九	退任の年月日

### 土地改良区の役員の就任

により公告する。 崎土地改良区から、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、沼 次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定

### 平成二十六年四月十一日

## 上北地域県民局長

Ξ

上

俊

理	区役員 別の
事	別の
蛯名	氏
重則	名
上北郡東北町大字上野字上野三六	住
野字上野三六	所
平成宗 丰二	就任の年月日

## 土地改良区の定款変更の認可

により公告する。 土地改良区の定款の変更を平成二十六年三月十八日認可したので、同条第三項の規定 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、

### 平成二十六年四月十一日

### 上北地域県民局長 Ξ 上 俊 孝

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、 土地改良区の定款変更の認可

平土地改良区の定款の変更を平成二十六年三月二十日認可したので、同条第三項の規

平成二十六年四月十一日

定により公告する。

上北地域県民局長

Ξ

上

俊

孝

土地改良区の定款変更の認可

規定により公告する。 林土地改良区の定款の変更を平成二十六年三月二十四日認可したので、同条第三項の 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、

平成二十六年四月十一日

上北地域県民局長 Ξ 上 俊

孝

土地改良区の管理規程変更の認可

青

で 沼崎土地改良区の上野頭首工管理規程の変更を平成二十六年三月二十七日認可したの 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第五十七条の二第三項の規定により、 同条第四項の規定により、 その概要を次のとおり公告する。

平成二十六年四月十一日

上北地域県民局長 Ξ 上 俊 孝

上野頭首工管理規程の概要

放流及び取水に関する事項

水量を取水するものとする。 日から八月三十一日までのかんがい期間にあっては、頭首工から受益地に必要 頭首工管理責任者は、 適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年五月十

施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこ

れに必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

Ξ 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

淋代

報告し、その指示により措置するものとする。 する。干ばつ時には、 機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものと 頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、 頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に 洪水警戒態勢をとり、 関係

兀 その他施設の管理に関し必要な事項

記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。 頭首工管理責任者は、 頭首工管理日誌を備え、 当該頭首工の管理に係る事項

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行